

第2回「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）」
検討委員会 議事要旨

H25. 9. 10 14時～16時
2 - A - 2

1 開会

事務局：本日の会の出席者については、岩崎委員、久木元委員、末吉委員、肥後委員及び前田圭子委員を除く、16名が出席し、定数21名の半数以上が出席。

2 報告

事務局：資料の1ページには障害者団体との意見交換の概要を掲載しており、これらの意見については、できるだけ枠組み（案）に反映させたところ。

続いて資料の2ページから5ページには、7月に実施した県政モニターアンケートの調査結果を掲載している。

6ページには、本年6月に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の概要を掲載している。

また、資料にはないが、「鹿児島県に障害者差別禁止条例をつくる会」が主催して行われた「こころつながるフォーラム～差別ゼロのかごしまを目指して～」が5月18日に開催されたところ。

3 協議

事務局：資料7ページの「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）の枠組（案）の概要」については、法律及び他県条例の内容を踏まえること、障害当事者及び家族等の意見を反映させること、特徴的な内容を設けることを基本的な考え方として作成したところ。

8ページから9ページは、枠組み（案）に係るポイントを掲載したところ。

10ページに掲載している9分野における差別の基準の明確化については、他県の条例の内容及び障害者政策委員会差別禁止部会の意見などを参考にした。

11ページには「障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制（案）」について掲載しているところ。

上段の相談対応に関して、障害のある人等からの相談対応については、現在、権利擁護のために必要な援助を含め、市町村が行っていることから、障害を理由とする差別に関する相談についても身近な身体・知的障害者相談員などの既存の相談体制の活用を考えているところ。

県としては、広域専門相談員を新たに設置して、市町村等による相談対応で解決が困難な案件、又は、障害のある人等が直接県に相談したい案件などに対応することを考えているところ。

12ページには、本県条例の枠組み（案）と案を作成する上で参考とした法律及び先行して条例を制定している各県の枠組みとの比較表を掲載している。

13ページには、条例の制定スケジュール（案）を掲載している。

12月から1月にかけて「県パブリックコメント制度実施要綱」に基づき、氏名及び住所を記載の上で御意見をいただくパブリックコメントを実施する予定にしており、その結果については、委員の方々に情報提供を行うなど、必要な対応を行うこととしたい。

委員 長：次に、皆様に資料として配付している条例をつくる会から提出された障害を理由とする差別の事例集について、本来岩崎委員から紹介していただくところであるが、本日欠席していることから、事務局から紹介をお願いしたい。

事務局：岩崎委員から事前にコメントをいただいているのでその内容を紹介する。

「本日は第2回の検討委員会に出席できないことを深くお詫び申し上げます。

お手元にお配りした資料は私どもが約2年の歳月をかけてワークショップで集めた差別事例です。

県内6カ所で開催し、国連で制定された障害者権利条約の差別の定義や、障害の考え方さらには各県の条例状況を学習し、実際にあった差別事例を元に寸劇を演じ、参加者に分かりやすくイメージしてもらいました。

締めくくりのグループワークでは障害当事者・健常者が小グループに分かれ、つらかった事や悲しかった事、今まで受けた差別を話してもらいました。

かなりエネルギーを必要とする時間でしたが、差別を解消したいという強い思いが共感できる時間となりました。

お手元の資料は、集まった事例を、千葉県等を参考にした14の分野に分けて、かつその分野ごとの事例を、今年6月に制定された障害者差別解消法の「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」のどちらに入るかを、役員・事務局等で分類して見ました。

不明なものも大変多く正確な分類はできておりませんが、条例を作るための大切な土台となるこの差別事例を検討委員の皆様方にもぜひ共有していただき、これらを救済できる条例となるよう、今後の条例作りに活かしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。」

なお、本資料については、事例集の中に個人や会社が特定される情報が含まれていることから、委員限りのものとして取扱いをお願いしたい。

委員 長：続いて事前に委員からいただいた御意見について、事務局から紹介していただきたい。

事務局：まずは、表彰制度を設けていただきたいという御意見と障害者虐待の禁止規定を設けていただきたいとの御意見があった。

表彰制度については、条例の普及啓発のためにも設けたいと考えている。

また、障害者虐待の禁止規定については、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法により対応したいと考えている。

続いて、県政モニターアンケートによると、条例作りについて知っている人の割合が低いことから、マスコミ等を活用して啓発を図ることが必要である。

他県においてはタウンミーティングを開催して、県民の認識向上に努めたと聞いているので実施していただきたい。

また、熊本県の条例において、運用後に問題があると聞いているので、そのことを踏まえた条例作りをお願いしたい。

検討委員会の開催回数が3回と少ないこと、1回あたりの時間が2時間というのは短すぎるのではないか。

以上の御意見について、県政モニター等のアンケート結果によると条例制定について知っている方の割合は低い状況にあるが、6月に障害者差別解消法が成立し、これから国においても障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発が行われていくと聞いていることから、徐々に国民の認識は高まっていくと考えている。

しかし、県民の意識啓発は必要であると考えているところであり、そのためにも本条例を制定することが差別を解消するための大きな契機となり、県民の意識啓発にも役立つものと考えている。

条例検討委員会は限られた回数と時間であるので、その点については会議前に委員の方々に資料を送付させていただき、御意見を聴取したりであるとか、委員会終了後に改めて御意見を伺うなど幅広く対応したいと考えている。

また、条例を制定する過程においては、障害当事者・家族の方及び事業者の方に、個別に条例制定について意見を伺い、できるだけその意見を取り入れていきたいと考えており、こうした過程の中で、条例の普及啓発にもつながっていくと考えている。

なお、熊本県条例の運用の問題点については、熊本県に確認したが、明確に把握できなかったため、今後とも情報収集を行っていきたいと考えている。

委員長：それでは、以上の説明についてご質問があればお願いしたい。

委員：資料の11ページにある鹿児島県障害者差別解消支援協議会について、構成員はどのような方を想定しているか。

事務局：協議会については、法律第17条に規定されており、福祉、医療、雇用、教育といった分野の方々と、横断的に情報交換を行うことを主要な目的としている。

協議会の構成については、現在関係部局と協議をしているが、障害当事者・関係者のほか、福祉、医療、教育、雇用といった分野の方々に協議会を構成したいと考えている。

委員：相談員について、人員が配置され体制が強化されるのか。

こども総合療育センターでは、多数の待機者が発生していると聞いている。

事務局：こども総合療育センターについては、医療機関としての診断等の予約を多くいただいている状況にあり、それに伴い待機が発生している状況にある。

ただ相談機能については、センターの支援部において対応しており、医療とは別の機能として対応することにより、対応は可能と考えている。

この条例の施行後に、相談件数が多くなった場合には、その時点で相談に対応できる体制について検討したい。

委員：相談員にはどのような方を、何人配置する予定か。

また、障害者差別解消支援協議会について、委員が一同に会する機会は限られるので、機動的な運営をどのように確保するのか教えていただきたい。

事務局：相談員の体制については、広域に対応する専門相談員を確保したいと考えているが、具体的な体制については、現在担当部局と協議中である。

どのような方を相談員として選定するかについては、ご指摘のとおり専門的な能力が必要だと考えている。

協議会の運営に関しては、ご指摘のとおり、どのようにして機動性を確保するかが課題であり、協議事項に応じた分科会を設置して対応できないか検討していきたい。

委員：協議会の事務局は障害福祉課になるのか。

事務局：そのように考えている。

委員：障害者差別解消法では、障害を理由とする差別的取扱いについては禁止と定める一方で、合理的配慮の不提供の禁止については、国・地方公共団体等は法的義務、民間事業者については努力義務と規定された。

これに対して、条例の枠組み（案）では、障害を理由とする差別の禁止として、合理的配慮の不提供も含めて禁止することとしたことは評価したい。

一方で、他県条例で定めている罰則に関する規定は定めない案を示されているが、これについても私は賛成である。

私は当初、罰則を定めなければ、条例を制定する意味がないのではないかと考えていたが、著名な障害者の方が、2階にあるレストランの入店拒否をツイッターでツイートした事件の推移を見て、その考えを改めたところ。

レストラン等における入店拒否については、我々もこれまで経験したことであり、その気持ちは理解できるが、お店の側は、今後、障害のある人を疎ましく思うことも想定される。

こういったことが繰り返されると、障害者は世間から嫌がられたり、怖がられたりすることとなり、我々の思いと乖離してしまう。

このようなことから、条例で禁止すべき事項は徹底する一方で、罰則を設けることまでは必要ないのではないかと考える。

また、条例を制定することにより、一気に差別が解消されると想定しているわけではなく、一般の県民の方が障害のある人を少しでも身近な存在として意識してもらおう契機となってほしいと願っている。

条例をつくる会が提出した障害を理由とする差別の事例集には様々な事例が掲載されているが、障害者を取り巻く環境を一般の方々にも知ってもらうことにより、お互いが住みやすい社会を築くことができるのではないかと考えているので、県においては普及啓発を充実していただきたいと思う。

事務局：普及啓発の重要性については十分認識をしており、条例の内容の普及を図るためにも、条例案を平成26年の3月議会に提出させていただきたい。

条例を制定後においてもしっかりと普及啓発に取り組んでまいりたいと考えているところ。

委員：障害者に関する普及啓発について、鹿児島市では障害者に関するイベントが開催されているが、県が主催する障害者を対象としたイベントというのをあまり聞いたことがない。

例えばアースデーのような、県全体を対象としたイベント時に、障害者差別に関する普及啓発を一緒に行ってはどうか。

事務局：県では、毎年11月に障害者保健福祉大会を実施しており、本条例が、平成26年10月に施行できれば、来年11月に開催する本大会を利用して、条例の普及啓発を行いたいと考えているところ。

委員：障害者差別解消支援協議会には不動産関係者の参加を想定しているのか。

また、公営住宅のバリアフリーの状況はどのようになっているか。

医療の分野に関して、障害のある人の意思に反する長期間の入院や受診の強制に、精神疾患の患者の精神不安に基づく治療継続も含まれるのであれば、条例の制定により医師と患者の関係に影響を与えることが想定されるので、医療関係者に対して周知を図る必要があると思うが、どのようにして理解を得ようとしているのか。

事務局：協議会の構成員は、検討段階にあり、確定したことは申し上げられない。

国からは、障害当事者の方はもちろんのこと、医療関係や教育分野の方を協議会の構成員として示されているところ。

今後、不動産業者を含む事業者の方との意見交換を予定しており、その場に出された意見を踏まえて、協議会の構成員については検討してまいりたい。

公営住宅のバリアフリーの現状については、現時点で把握していないので、後日調査して、判明次第情報提供したい。

条例の制定により、関係機関や関係者に一定の影響を与えることになることから、次回の検討委員会の間までに事業者の方々等と個別に意見交換をさせていただくことにしている。

その中で、条例の趣旨等を説明することとしており、こういったことが普及啓発につながっていくのではないかと考えているところ。

また、条例施行後についても、その内容を周知するための啓発活動を行ってまいりたい。

委員：聴覚障害者の方は手話通訳士がいなければ、意思疎通を図ることが困難であるので、相談員としての配置について検討をお願いしたい。

また、相談員に対する研修体制を充実させていただきたい。

委員：先日県の施設において、障害のある方が、車いすの利用を申し出たところ、利用申請書に氏名や住所の記入を求められていたので、私が代筆を行った。

車いすの持ち去りを防ぐために行っているのであろうが、明らかに障害のある方であれば、必要ないのではないか。

この条例が施行されることにより、障害のある方に対する接遇が改善することを期待したい。

事務局：ご指摘の件については、当該職員は、施設の規則等に従って職務を遂行したものと推測される。

障害者の立場からは、そこまでする必要があるのかという考えもあると思う。

条例においては、関係者間の調整を行う相談員を配置して、お互いに話をしながら様々な問題を解決することを目指しており、障害のある方に対して優しい社会づくりに資する条例の制定を目指したいと考えている。

委員：基幹相談支援センター等には、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士などの資格を有する方が配置されている。

広域専門相談員や鹿児島県障害者差別解消支援協議会の委員についても、同様に有資格者の方を任命していただきたい。

事務局：枠組み（案）においては、広域の専門相談員の配置及び鹿児島県障害者差別解消支援協議会の設置をお示ししているところ。

相談員や委員には高い専門性が必要であると考えているので、関係団体との意見交換会の内容等を踏まえて、要件について検討していきたい。

委員：条例をつくる会から提出のあった差別の事例集には多くの差別事例が掲載されているが、知的障害の場合には自分で差別を受けたことや、自らの意思に反して強制されたことを思うことすらない。

訴えられない人々の救済に資する普及啓発を行っていただきたいと思う。

事務局：ご指摘のとおり、障害特性に応じて様々なケースが発生すると考えられる。

障害者施策に関わった方であれば、知的障害者の特性について、概ね理解されていると思うが、一般の方については十分な理解が図られていないのではないかと考えられるので、条例の制定を契機として、県民の皆様方の障害者に対する理解を深めていけるよう、普及啓発の充実を図っていきたい。

委員：聴覚障害者の場合、電話ができないため、様々な手続きにおいて非常に不便を感じることもあるので、県が様々な業界の方、特に金融機関や不動産業界と意見交換を行う際に、こういった不便の解消を申し入れていただきたい。

平成26年10月から条例が施行される予定であるが、公共施設の展示には、音声ガイドはあるが、聴覚障害者には何を説明しているのか分からないので、これらについても解決していただきたい。

委員：スケジュール（案）の中で、障害者・家族団体等との意見交換及び教育、福祉、商工等関係団体との意見交換との記載があるが、幅広い方々と意見交換を行っていただきたい。

事務局：6月の下旬から7月にかけて、15の障害者・家族団体の方々と意見交換をさせていただいた。

今後、その15団体に加えて、本検討委員会終了後11月までの間に、福祉サービスや公共交通機関、医療、教育等の事業者の団体の方と個別に意見交換会を行う予定にしており、できるだけ多くの団体と意見交換を行いたいと考えている。

委員：条例制定に向けて、多くの団体と意見交換を行うことはいいことだと思う。

ただ、条例をつくるためにヒアリングを行うだけでなく、条例の内容を普及していくためには、継続した取り組みが必要だと思う。

障害のある方の差別を解消することは、非常に大事なテーマだと思うので、条例制定後においても、引き続き各団体との意見交換を行っていただきたい。

また、子どもたちの教育の場を活用して、障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくりのために何が必要かを一緒に考えることも重要だと思う。

委員：精神科病院の場合、強制的な取扱いといったことがあるので、条文に規定するときにはそういったことを勘案していただきたい。

事務局：資料10ページにある医療分野に関する記載内容については、概要を記載しており、次回の検討委員会において条文形式でお示ししたいと考えているところ。

ただ、いずれの分野においても同様だが、正当な理由の有無によって差別に該当するかを判定することとしているところ。